

不用品売却処分（軽自動車ほか6台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

No. 1 軽自動車（秋田 5 8 0 つ 5 6 3 1）
(1) リサイクル料金 預託済み 9,460 円 (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根 85 番地 9（道路維持課敷地） (3) 担当課等 子育て相談支援課 高橋 紫穂（電話 018-887-5340） (4) 車両の概要 ア 車台番号：H82W-1329243、型式：DBA-H82W、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成 23 年 6 月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。車検切れ。処分の必要なタイヤ積載。 自走可能。

No. 2 普通自動車（秋田 5 0 1 に 3 6 2）
(1) リサイクル料金 預託済み 11,880 円 (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根 85 番地 9（道路維持課敷地） (3) 担当課等 選ばれるまち戦略課 後藤 哲郎（電話 018-888-5487） (4) 車両の概要 ア 車台番号：NY12-038586、型式：DBA-NY12、原動機の型式：HR15、 初度登録年月：平成 25 年 7 月、車名：ニッサン、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。車検切れ。バッテリー上がりあり。 自走可能。

No. 3 普通自動車（秋田 5 0 1 の 5 5 9 0）
(1) リサイクル料金 預託済み 10,460 円 (2) 保管場所 秋田市広面字釣瓶町 13 番地 3 （東部市民サービスセンター構内駐車場） (3) 担当課等 東部市民サービスセンター 富樫 潤（電話 018-853-1039） (4) 車両の概要 ア 車台番号：GP6-3205598、型式：DAA-GP6、原動機の型式：LEB-H1、 初度登録年月：平成 27 年 7 月、車名：ホンダ、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。エンジンおよびミッションに故障あり。 自走不可。

N o . 4 普通自動車（秋田 3 0 0 ち 5 0 7 4）
(1) リサイクル料金 預託済み 12,810 円 (2) 保管場所 秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1 （太平山自然学習センター地下機械室前通路） (3) 担当課等 太平山自然学習センター 佐藤 芳幸（電話 018-827-2171） (4) 車両の概要 ア 車台番号：SG5-046274、型式：TA-SG5、原動機の型式：EJ20、 初度登録年月：平成 15 年 5 月、車名：スバル、車体の形状：ステーション ワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。車検切れ。自走可能。

N o . 5 救急車（秋田 8 3 0 せ 2 0 1 3）
(1) リサイクル料金 預託済み 15,150 円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1 （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 消防本部警防課 二瓶 慎吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：TRH226-0013025、型式：CBF-TRH226S、原動機の型式：2TR、 初度登録年月：平成 26 年 3 月、車名：トヨタ、車体の形状：救急車 イ 解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

N o . 6 救急車（秋田 8 0 0 す 3 2 2 3）
(1) リサイクル料金 預託済み 13,900 円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1 （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 消防本部警防課 二瓶 慎吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：TRH226-0015684、型式：CBF-TRH226S、原動機の型式：2TR、 初度登録年月：平成 28 年 2 月、車名：トヨタ、車体の形状：救急車 イ 解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

N o . 7 救助工作車（秋田 8 3 1 ち 1 1 9）
(1) リサイクル料金 預託済み 9,140 円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1 （土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 消防本部警防課 二瓶 慎吾（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：FTS34H4-7000010、型式：KL-FTS34H4、原動機の型式：6HK1、 初度登録年月：平成 16 年 2 月、車名：いすゞ、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続き

落札者は、次の事項および手続きの順序を遵守すること。手続きに当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続きの日時等について申し合わせること。
- (3) 担当課へ車両および預託証明書等（A 券、B 券）の引渡しを依頼すること。
- (4) 搬出期限については、令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までとする。
- (5) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (6) 落札者は、車両を受け取る際、担当課へ受領書を提出すること。
- (7) N o . 5 ～ N o . 7 の救急車および救助工作車については、適正に解体し、廃棄処分すること。また、N o . 1 ～ N o . 4（救急車および救助工作車以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。なお、処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。
- (8) 車両の解体を行った後、担当課へ B 券および解体証明書を提出すること。
なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 三浦
電話 0 1 8 － 8 8 8 － 5 4 3 6